

2011.11. 2

災害リスク情報 <号外>

「タイの洪水災害について」(第2報)

概況

10月28日からのタイランド湾の大潮を迎え、チャオプラヤ川の水位が上昇、バンコク都北西部での浸水被害は拡大している。ドンムアン空港に設けられた政府対策本部も29日に浸水し、南方10kmのタイ石油公社建物内に移動を余儀なくされた。

浸水を警戒する地区では多くの住民が郊外へ脱出したり、飲料水、食料品の買いだめによる品不足が深刻となっている。

31日には大潮のピークを迎えたが、都市中枢部においては浸水には至らず、商業地区や日本人居住者が多いスクムビット地区では大きな被害は出ていない。

タイ政府は浸水対策など、諸準備に充てるため10月27日から31日を特別公休日に指定したが、30日時点でその後の延長はされないこととなった。

バンコクポストの報道によると10月31日に政府灌漑局が今後の排水計画を内閣に提出したとのことである。それによれば、北部から流入した水量のうち99億 m^3 がバンコク東西部の海にすでに排水され、55億 m^3 が北部及び西部に残っているものと推定され、バンコクの排水能力が5.5億 m^3 /日であることから、ここ10日間で都内の水が排出される見込みとのことである。今後タイランド湾の潮位は11月10日から再び大潮を迎え上昇し、13日にピークに達する見込みであるが、計画が順調に進めばバンコク都内の20の区が浸水から逃れられる可能性が80%はあるとバンコク副知事は述べている。

日本の外務省は10月27日にタイに対する渡航情報(危険情報)において首都バンコク、アユタヤ県、パトゥムタニ県、ノンタブリー県、ナコンパトム県及びサムットサコン県について「渡航の是非を検討してください」から「渡航の延期をお勧めします。()」への変更を発出した。(()業務等の必要性があってやむをえず渡航する場合、洪水被害に巻き込まれることのないよう適切な安全対策を講じる。また、既に滞在中の場合は、事情が許す限り早めに国外への出国を含め安全な場所の確保若しくは安全な場所への移動を検討することが推奨されている。)

タイ政府水害・風土・土砂災害特別対策センターの発表によれば10月31日時点で国内26県が被災、203.5万人に被害が及び、死者381名、行方不明者2名となっている。

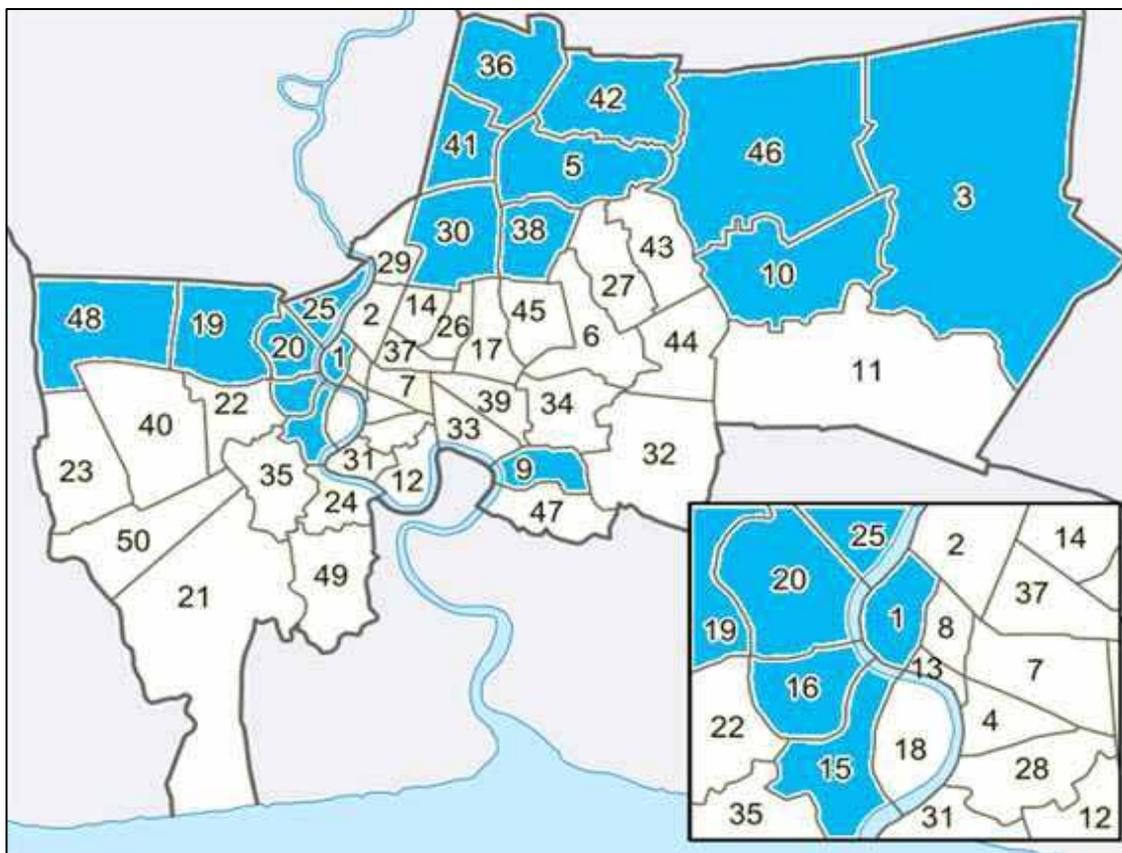


浸水したドンムアン空港
(タイ政府広報局)

バンコク都内での浸水

JETRO 調べによる、バンコク都内の浸水警戒地区は以下のとおり。

(2011年10月31日午前時点)



バンコク都内で浸水の恐れのある区
出典：バンコク都庁資料より JETRO 加工

区名が青色の区が浸水の恐れ

1. プラナコン区	2. ドゥシット区	3. ノンチョク区	4. バンラック区	5. バンケン区
6. バンカピ区	7. パトゥムワン区	8. ポンブラブ区	9. プラカノン区	10. ミンプリ区
11. ラッカバン区	12. ヤンナワ区	13. サムパッタウォン区	14. パヤタイ区	15. トンプリ区
16. バンコクヤイ区	17. フワイクワン区	18. クロンサン区	19. タリンチャン区	20. バンコクノイ区
21. バンクンティアン区	22. パシーチャルン区	23. ノンケム区	24. ラトプラナ区	25. バンプラット区
26. ディンデン区	27. ブンクム区	28. サトーン区	29. バンスー区	30. チャトゥチャック区
31. バンコレーム区	32. ブラウェート区	33. クロントゥーイ区	34. スワンルワン区	35. チョムトン区
36. ドムアン区	37. ラチャテウィ区	38. ラートブラオ区	39. ワッタナ区	40. バンケー区
41. ラクシー区	42. サイマイ区	43. カンナヤオ区	44. サバーンスン区	45. ワントンラン区
46. クロンサムワ区	47. バンナー区	48. タウィワッタナ区	49. トゥンクル区	50. バンボン区

工業団地への浸水

JETRO 調べによると、現在の各工業団地の浸水状況は以下のとおりで、7つの工業団地は依然浸水が続いている。

浸水が発生した工業団地 (2011年10月31日夜時点)

浸水発生日	工業団地	日系企業数	全企業数
10/6	サハラタナナコン工業団地	35	42
10/8	ロジャナ工業団地	147	218
10/13	ハイテック工業団地	全体の約 70%	143
10/14	バンパイン工業団地	30	84
10/16	ファクリーランド工業団地	5	14
10/17	ナワナコン工業団地	104	190
10/20	バンカディ工業団地	28	34

警戒を要する工業団地

工業団地	日系企業数	全企業数
ラッカバン工業団地	49	283
ウェルグロー工業団地	調査中	調査中
バンプリー工業団地	48	120
バンチャン工業団地	20	83
ケンコイ工業団地	0	1
ジェモボリス工業団地(宝石加工専門)	6	130
バンプー工業団地	72	287

J E T R O 調べ



洪水発生および発生可能性がある工業団地

出所：タイコン社地図を同社の許可を得てジェトロ・バンコクが加工

ダムの貯水・放水状況

以下のとおり、タイ北部の主要なダムの許容貯水率は依然として高い状況にあり、今後の放水にも警戒が必要である。

(30日時点)

ダム名	貯水率 (%)	受入 (万 ³ m)	放水 (万 ³ m)
プミポン	99.2	3,000	3,500
シルキット	99.7	1,600	1,800
クウェーノ	100.0	300	170
パサック	130.0	600	700
ウボンラット	113.0	900	2,300
ランパオ	100.0	400	300

JETRO 資料より作成

タイ経済への影響

タイ政府の発表(17日)では5つの工業団地が浸水した時点での経済的損害規模は2兆バーツ(日本円:約5兆円)、22万人の労働者に影響があるとしており、ストックの損害規模は3,153.18億バーツ(約7,883億円)としている。

タイ中央銀行発表(20日)によると産業界の経済的損失は1,000億バーツ(約2,500億円)以上としているが、一方でエコノミストの試算によれば2,000億バーツ(約5,000億円)との見方もある。

タイ中央銀行では第4四半期の経済成長は鈍化し、今年終わりまでの復興は困難と見ている。政策金利は3.5%に据え置くことが決定されたが、政策金利が引き上げられなかったのは2006年以来初めて。

さらにタイ中央銀行は今年度のGDP伸び率を昨年の4.1%から2.6%へ下方修正した。

タイ当局の各種対応

タイ当局による洪水被害を受けた企業に対する対応として判明しているものは以下のとおり。

タイ投資委員会のビザおよび就労許可に関する措置

1. 浸水被害を受けたタイ投資委員会助成企業においては、30日以内の臨時措置に限り、海外の技術者や専門家を就労させる場合、個別の申請をすることにより非移民ビザBの取得なく就労させることができる。
2. 助成企業においてはビザの延長や就労許可証の発行を本来の地域事務所からビザ・就労許可ワンストップサービスセンターに変更することができる
3. 90日ごとに必要とされる外国人居留者の移民局への報告を2011年11月30日までは、ワンストップサービスセンターに設けた所定の電話番号、ファックス番号、ショートメール、電子メールにて完了することができる。

食品、医薬品の暫定輸入許可措置

タイ保険省食品医薬局(FDA: Food and Drug Administration)は洪水被害に遭ったために生産ができなくなった食品業者、医薬品製造業者に対して、市場への供給不足を回避するためFDAに申請することにより暫定的に代替製品の生産や輸入を許可する措置をとっている。

1. 医薬品に関して

FDAは業者からの詳細な申請を受け付けた上で保険大臣の審査を仰ぎ、暫定的な代替生産や代替製品の輸入を許可する。通常は申請から許可までの期間が1ヶ月以上要するものを最大限短縮するもので、本手続きの窓口はFDA医薬品課となる。

2. 食品に関して

製造できなくなった品目を他の工場代替生産する場合、FDA食品管理課へ所定の書面を送

付することによって販売許可手続きを簡素化する措置がある。

タイ知的財産局

タイ知的財産局（DIP：Department of Intellectual Property）は、特許出願に関して、洪水被害のために法に定める期限内に手続きできなかった場合一定条件の下で手続きの延長を認めることを告知している。

また、延長申請書提出の際には、原因が洪水の影響であることや延長の必要性、証拠を示し、洪水収束後 15 日以内に行う必要があることが示されている。

日本政府の対応

1．相談窓口の設置

経済産業省は「平成 23 年タイ洪水被害に関する相談窓口」を以下に開設。窓口は国内で約 1,000 箇所へのぼり、タイの洪水被害を受けた日系企業（子会社等）を持つ国内中小企業者等からの経営・金融相談に応じている。

（1）国内

- ・日本貿易振興機構（JETRO）の国内各事務所
- ・政府系金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の全国の支店、各信用保証協会
- ・各中小企業関係団体（商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会）事務所等
- ・中小企業基盤整備機構各支部
- ・各経済産業局

（2）現地

日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所において、「洪水相談窓口」を設置。被災した現地の日系企業からの経営・金融相談に応じている。

2．資金支援策

中小企業庁は 10 月 26 日、洪水被害を受けた中小企業への支援策として、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）の資金支援制度の資金使途に「災害復旧費用」を追加し、国内親会社から現地子会社に災害復旧のための資金供給をできるようにすると発表した。概要は以下のとおり。

海外展開資金の資金使途の追加

制度名：海外展開資金

対象者：経済の構造的変化に対応するために海外展開を行い、かつ、本邦内に本社が存続する中小企業者

対象資金：設備資金および長期運転資金（転貸資金（ ）を含む）

（ ）今回、転貸資金の資金使途に災害復旧費用を追加。

貸付限度額：7.2 億円（運転資金は貸付限度の範囲内で 2.5 億円）

貸付期間：設備資金 15 年以内、長期運転資金 7 年以内

貸付金利：基準利率（10 月 25 日現在、1.65%（ ））

（ ）利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

制度実施日：平成 23 年 10 月 25 日

上記は中小企業庁ウェブサイトより当社にて転載したものであるが、正確な内容については必ず中小企業庁へ問い合わせのこと。

3. その他

政府は、10月25日付けで「タイの洪水被害の対応策」を公表した。その骨子は1) 邦人保護、2) タイの経済産業の復興対策、3) タイに対する支援の3つからなる。内容は以下のとおり

1) 邦人保護

在外公館等を通じた洪水に関する情報提供の継続・強化

渡航予定者・滞在邦人に対する適切な注意喚起(渡航情報発出、10月27日にタイに対する渡航情報(危険情報)においてアユタヤ県、パトゥムタニ県、ノンタブリー県、ナコンパトム県及びサムットサコン県、首都バンコクについて「渡航の延期をお勧めします。」に引き上げ。)

浸水地域に在住する邦人の安否確認

現地邦人社会との安全対策連絡協議会の開催(10月23日実施)

24時間体制の邦人援護を継続(邦人の安否照会・相談対応)

2) タイの経済産業の復興対策

資金調達の円滑化(短期運転資金の調達、資金借入に当たっての保証・保険、設備資金・長期運転資金の調達、輸出・海外投資・融資に関するリスク軽減)

生産体制の再構築

法務・労務・税務対策

タイ政府との密接な連携 等

3) タイに対する支援

近々に、国際緊急援助隊として防水対策専門家を派遣する予定

無償資金協力(復旧・被災者支援)

今後の復旧・防災対策について、タイ側のニーズに応じて積極的に支援

なお、上記2)の経済産業の復興対策は次項の表のとおりである(経済産業省ウェブサイトより転載)。

我が国の対応策（経済産業の復興対策）

（別紙）

1. これまでの対応

- > 現地における相談窓口の設置（JETRO/バンコク事務所による相談窓口の設置・情報提供・タイ政府との協議）
- > 国内における相談窓口の設置（JETRO、JBIC、NEXI、AOTS、日本公庫、商工中金、信用保証協会、中小企業関係団体、中小機構、経済産業局等）
- > 現地ミッションを派遣し、日系企業の被害状況把握・要望に関する調査を実施。また、JETROでは、タイ及び周辺国進出日系企業への影響について情報収集。
- > 「タイの洪水被害対策本部」の設置（経済産業省）

2. 今後の対応（※タイ政府の要望、現地日系企業の要望等に応じ、今後も追加的支援策を検討。）

期間	課題	日本の支援策
短期の対応策	短期運転資金の調達	<ul style="list-style-type: none"> ◎ タイ中央銀行の日本国債を担保としたタイ・ハーツ資金供給策に関する検討・協力（日銀） ◆ 海外投資関係保証（信用保証協会） ・ 国内中小企業の外国子会社への出資・貸付に係る資金や拠点の設置・拡張に要する資金等の借入れに係る保証 ◆ 特定信用状関連保証（信用保証協会） ・ 現地金融機関からの借入れに係る国内金融機関発行の信用状契約の円滑化（国内親会社が支払を約束する債務の保証） ◆ 現地子会社に対する資金借入への保証（NEXI） ◆ 投資金融（JBIC） ・ 日系企業が行う民間金融機関（本邦・地場）からの借入に対する保証の付与
	資金調達の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 設備資金・長期運転資金の調達支援（国内親会社を通じた融資（資金使途の追加））（日本政策金融公庫） ◆ 投資金融等（JBIC） ・ 日系企業に対する直接融資、ソーステックローンの供与（日系企業の取引先であるタイ企業を含む）
	輸出・海外投資・融資に関するリスク軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 民間損保会社等と協力した現地日系企業のタイ国内外向け販売代金回収リスクの低減（NEXI） ◆ タイ向け輸出、投資、融資に係る貿易保険を活用したリスク低減及び迅速・適確な保険金支払い（NEXI） ◆ 投資金融等（JBIC） ・ 地場金融機関との提携を積極的に活用した、日系企業の取引先であるタイ企業への資金供与
中長期の対応策	生産体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 操業再開までの期間を活用した日系企業のタイ人技術者の能力向上のための研修事業（研修生受入れ）（資金使途の追加）（AOTS）
	法務・労務・税務対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本企業の法務・労務・税務問題に関する専門家による情報提供の強化（JETRO）
	タイ政府との密接な連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の要望を踏まえ、在タイ大使館・JETRO/バンコク事務所を通じて、タイ政府と密接に連携・協議（例：流水の速やかな排除、各種手續緩和、資金支援等） ■ タイ政府に対して、日本の震災対応に係る中小企業施策等を迅速に情報提供
中長期の対応策	企業再建・復興・高度化のための人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工場再稼働に向けた現地技術者の育成支援（研修生受入れ/ 専門家派遣）（資金使途の追加）（AOTS、JODC等）
	災害リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害に強い東アジアの構築に関する調査（JICA、ERIA等） ◆ 事業開発等金融（JBIC） ・ タイ政府の円建て外債（サムライ債）への保証、日系企業が進出する工業団地の再建のための資金供与

◆ 既存制度の活用、■ 着手済、今後継続、◎ 今回新たに措置

また、上記以外に経済産業省として以下の施策を発表している。

タイの日系企業に勤務するタイ人従業員の受け入れ

浸水被害により操業できなくなっている日系企業の工場に勤務していたタイ人従業員を一定条件の下で在籍出向の形で日本での就労を認めるもの。

サプライチェーンの維持と早期復旧の観点から、日本で代替生産を実施するために、タイ人従業員を日本に受け入れる場合に、受入企業側が確実な帰国担保措置をとる等一定条件のものとして臨時的に日本での就労を認めることとした。

タイ人技術者の日本での研修受け入れ支援

日系企業の工場等が操業停止状態にある中、操業再開までの期間を活用して、タイ人技術者に対し日本国内において能力向上のために行う研修の実施を支援するもの。

この場合、研修に必要な、研修費、滞在費等、経費の一部について国が補助するもの。中小企業の場合、最大で 3/4 程度の補助が受けられる。支援規模は 1,300 人程度で AOTS ((財)海外技術者研修協会) に相談窓口が設置され相談に応じている。

以上

コンサルティング第三部

リスクエンジニアリング第一グループ長

三和 多賀司

参考文献

- 1) 日本貿易振興機構 (JETRO)
<http://jetro.go.jp/>
- 2) 中小企業庁
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 3) 経済産業省
<http://www.meti.go.jp/>
- 4) タイ政府広報局
<http://thailand.prd.go.th/>
- 5) バンコクポスト
<http://www.bangkokpost.com/>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8944 / FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2011